

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号キの規定により、以下の建築物を平成 25 年 12 月 9 日付で同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

平成 25 年 12 月 13 日

京都市長 門 川 大 作

1 建築物の名称

東福寺本坊庫裏

2 建築物の所在地

京都市東山区本町 15 丁目 778

3 建築物の概要

ア 建築年代 明治 43 年

イ 構造 木造

ウ 階数・形式 2 階建・切妻棧瓦葺，唐破風付妻入り

(都市計画局建築指導部建築指導課)